

11 軽油引取税に関する事項

(単位:キロリットル、件)

区 分		数 量、 件 数	
引 取 数 量	①	1,155,930	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	141,705	
差 引	① - ②	1,014,225	
欠減量	特約業者分 1 / 100	9,700	
	元売業者 0.3 / 100	133	
	計	9,833	
課 税 標 準 額	③ - ④	1,004,392	
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分	⑥	1,812	
合 計	⑤+⑥	1,006,204	
特別徴収義務者数等	元売業者	本店の数	
		登録数	17
	特約業者	本店の数	56
		登録数	219
	計	本店の数	56
		登録数	236
	仮特約業者	本店の数	
		事務所等の数	
	その他の者	本店の数	
		事務所等の数	

12 狩猟税に関する事項

(単位:件、千円)

区 分		狩猟者登録総件数	調定額	
第一種銃猟免許	所得割額の納付を要する者 (16,500円)	1,366	22,539	
		許可捕獲等をした者 (8,200円)	109	894
		許可捕獲等に従事した者 (8,200円)	316	2,591
	所得割額の納付を要しない者 (11,000円)	82	902	
		許可捕獲等をした者 (5,500円)	22	121
		許可捕獲等に従事した者 (5,500円)	41	226
	課税免除	対象鳥獣捕獲員であるもの	153	-
		認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であるもの	85	-
網猟免許	所得割額の納付を要する者 (8,200円)	20	164	
		許可捕獲等をした者 (4,100円)	-	-
		許可捕獲等に従事した者 (4,100円)	4	16
	所得割額の納付を要しない者 (5,500円)	7	39	
		許可捕獲等をした者 (2,700円)	-	-
		許可捕獲等に従事した者 (2,700円)	-	-
	課税免除	対象鳥獣捕獲員であるもの	-	-
		認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であるもの	3	-
わな猟免許	所得割額の納付を要する者 (8,200円)	375	3,075	
		許可捕獲等をした者 (4,100円)	54	221
		許可捕獲等に従事した者 (4,100円)	205	840
	所得割額の納付を要しない者 (5,500円)	70	385	
		許可捕獲等をした者 (2,700円)	21	57
		許可捕獲等に従事した者 (2,700円)	27	73
	課税免除	対象鳥獣捕獲員であるもの	74	-
		認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であるもの	116	-
第二種銃猟免許 (5,500円)		125	687	
許可捕獲等をした者 (2,700円)		1	3	
許可捕獲等に従事した者 (2,700円)		8	22	
課税免除	対象鳥獣捕獲員であるもの	8	-	
	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であるもの	2	-	
合 計		3,294	32,855	